

携帯電話不感地区解消のための市町村に対する補助制度(概要)

国と県の補助

・事業主体及び補助率	市町村： 4 / 5 (世帯数 100 以上の場合、補助率は 7 / 10)
・対象施設	携帯電話用基地局施設(局舎、鉄塔等)
・地方財政措置	過疎債、辺地債の充当が可能。

・財源フレーム(過疎債を充当した場合)

国 (2 / 3)	県 (2 / 15)	市町村 (3 / 15)	
		過疎債 (8 / 63)	事業者負担 (23/315)
		普通交付税算入 (70%)	事業者負担 (4/105)
		市町村実質負担 = 0	事業者実質負担 { 1 / 9 }

県の補助

・事業主体及び補助率	市町村： 1 / 5
・対象施設	携帯電話用基地局施設
・地方財政措置	過疎債、辺地債の充当が可能。

・財源フレーム(過疎債を充当した場合)

県 (1 / 5)	市町村 (7 / 10) 過疎債	事業者 (1 / 10)
		↑
普通交付税算入 (70%)	市町村実質負担 { 21 / 100 }	事業者実質負担 { 1 / 10 }